

所在不明児「目視調査を」

自治体に
国が初要請

乳幼児健診を受けなかったり、学校に通わなかったりして所在の分からない18歳未満の子どもについて、厚生労働省は14日、全国の自治体に対し、初の実態調査を依頼する文書を出した。

だったが、小中学校で所在のわからない児童が把握されるのは年度当初が多いことなどから、5月1日時点に変更した。所在が確認できない子どもについては追跡調査を実施し、10月末時点でも、第三者が

自治体職員や保健師など、親族以外の第三者による目視での直接確認を求め、所在が確認できない人数や、確認する上での課題などを報告してもらい、虐待防止対策の強化につなげる。

調査は当初、今年1月1日時点を基準にする予定

2014年4月15日 読売

2013年6月5日 朝日

所在不明の児童 保護対策を提言

虐待防止NPO、国へ
横浜市の雑木林で4月、小学校に一度も通っていない山崎あいらちゃん(当時6)が遺体で見つかった事件を受けて、虐待防止に取り組む二つのNPOの代表が4日、所在が分からなくなっている児童の安否確認や保護対策の提言をまとめ、厚生労働省と警察庁

に要望書として提出した。提出したのは「子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」の山田不二子理事長(医師)と「シンクキッズ」の後藤啓二代表理事(弁護士)。要望書では、所在不明児の中には命の危険がある児童もいることを念頭に置いた対応が必要と指摘。行政や児童相談所、警察などが速やかに情報を共有し、連携するよう法律で定めることを求めた。

具体的な対策としては、転入先と転出先の自治体間の申し送りの徹底▽就学届や転校手続きを随時確認▽自治体内の各部署での情報共有▽初動で多くの機関が連携してチームをつくり、調査や捜査をする「J-1」などを挙げた。

後藤代表理事は「こうした対策は国の通知に細かく書かれているが、強制力がない上、周知されていない。法律で定めることで、必要な手続きが守られるように」と思ふ」と話した。